

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

目次

○特定調達契約に係る落札者等の公示	(市町村課)	八七
○平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(総合企画部所管分 その六)	(総合企画部総務課)	八八
○道立自然公園の特別地域内における車馬等の使用等を規制する区域の指定	(自然環境課)	八九
○指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定の予定	(自然環境課)	八九
○特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告	(道立病院管理室)	九〇
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回	(地域医療課)	九一
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正	(地域医療課)	九一
○生活保護法による介護機関の指定	(保護課)	九二
○生活保護法による指定介護機関の変更(廃止)の届出	(保護課)	九三
○平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定の一部改正	(農政課)	九三
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(土地改良指導課)	九三
○土地改良区の役員の住所変更の届出	(土地改良指導課)	九四
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	九四
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定	(土地改良指導課)	九四
○漁船保険付保義務の同意を求めるための事前届出	(水産経営課)	九四
○漁業災害補償法による区域及び区分の決定の一部改正	(水産経営課)	九四
○知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	九五
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	九五
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(建設情報課)	九六
○公共測量の実施の通知	(建設部総務課)	九六
○土地区画整理事業に係る換地処分の実施の届出	(都市環境課)	九六
○都市計画事業の認可	(都市環境課)	九六
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(都市環境課)	九六
○一般競争入札(託送業務)の資格に関する公示	(物品管理課)	九七
○一般競争入札(託送業務)の実施	(物品管理課)	九八

○一般競争入札(清掃業務)の実施	(議会事務局総務課)	九九
○一般競争入札(警備業務)の実施	(議会事務局総務課)	一〇〇

○公募型プロポーザルの実施	(環境政策課)	一〇一
---------------	---------	-----

支庁告示		一〇二
道企業管理規程		一〇三

○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程		一〇三
道開拓記念館告示		一〇三

○特定調達契約(清掃業務)に係る入札の公告		一〇三
道立衛生研究所告示		一〇四

○特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告		一〇四
道教育庁網定教育局告示		一〇六

○一般競争入札(物品の購入)の実施		一〇六
道選挙管理委員会告示		一〇七

○平成十三年七月二十九日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表		一〇七
○平成十三年十二月二日執行の稚内市北海道議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表		一一四

道警察本部告示		一一四
○一般競争入札の実施に関する公告		一一六
○特定調達契約に係る落札者等の公示		一一七

告示

北海道告示第216号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年2月15日

北海道知事 堀 達也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム北海道ネットワークの回線及び機器の整備、監視及び保守業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成13年9月19日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 財団法人地方自治情報センター
- (2) 住 所 東京都千代田区一番町25番地
- 4 随意契約に係る契約金額
165,063,131円
- 5 契約の相手方を決定した手続
総合企画部入札参加者指名選考委員会
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当するものと認められるため

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総合企画部地域振興室市町村課
- (2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
- 北海道告示第217号**
北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。
平成14年2月15日
北海道知事 堀 達 也

(総合企画部所管分 その6)

補助金等を交付する事業又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
バス利用促進等総合対策事業 自動車事故防止対策と合わせて、バス等公共交通機関の利用促進、自家用車、公共交通のバランスのとれた都市交通体系を確立していくため、予算の範囲内で補助する。	平成13年度北海道バス利用促進等総合対策事業費補助金交付要綱（平成14年1月21日付け交企第383号）第4条の規定に該当する者	次に掲げる事業に要する経費（用地費及び事業実施に要する経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分を除く。） (1) オムニバスタウン整備総合対策事業 (2) 交通シナム対策事業 (3) 先駆的低公害車実用評価事業 (4) 個別対策事業	6分の1以内 （調査に要する事業費については、4分の1以内とする。） 8分の1以内 8分の1以内 10分の1以内 （超低床ノンステップバスを導入する事業であって、補助年度の前年度の乗合旅客輸送部門で経常損失を生じている者の申請に係る補助率は	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） その他別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 その他参考となる書類	提出期限 平成14年2月28日 提出先 総合企画部交通企画課 提出部数 1部	

		(5) 調査事業 (6) 実証実験・実証運行事業	8分の1以内とする。) 4分の1以内 4分の1以内				
--	--	-----------------------------	---------------------------	--	--	--	--

北海道告示第218号

北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第7条第4項第10号の規定により、斜里岳道立自然公園の特別地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域を次のとおり指定する。

その区域を表示した図面は、省略し、北海道環境生活部環境室自然環境課、北海道網走支庁地域政策部環境生活課及び北海道根室支庁地域政策部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。

平成14年2月15日

北海道知事 堀 達 也

名 称 区 域

斜 里 岳 国有林網走東部森林計画区網走南部森林管理署

1077、1080、1081、1082、1083、1103、1106、1109、1119、1121、1123、

1125、1126、1410、1411、1414、1415、1416、1417林班の各一部

国有林釧路根室森林計画区根釧東部森林管理署

35、38、40、44林班の各一部

国有林釧路根室森林計画区根釧東部森林管理署

41林班の全部

（以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）

北海道告示第219号

北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第4号）第8条第2項の規定により、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物を指定する予定である。

その指定の案は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び支庁地域政策部環境生活課に備え置いて、告示の日から2週間、公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧した案について、知事に意見書を提出することができる。

平成14年2月15日

北海道知事 堀 達 也

1 指定希少野生動植物の指定

(1) 指定する種名

分 類	種 名 (和 名)	科 名
植 物	ヒダカソウ	キンポウゲ科
植 物	キリギソソウ	キンポウゲ科
植 物	ダイセツヒナオトギリ	オトギリソウ科
植 物	レブソソウ	マメ科
植 物	シソバキスミレ	スミレ科
植 物	ユウバリコザクラ	サクラソウ科
植 物	ウルツブソウ	ウルツブソウ科
植 物	ユウバリソウ	ウルツブソウ科
植 物	オオヒラウスユキソウ	キク科
植 物	フタナミソウ	キク科
植 物	キバナノアツモリソウ	ラン科
植 物	ヤチラン	ラン科

(2) 指定の理由

当該種は、生育地が局限される種であり、また、人為的影響により、個体数が危険な水準まで減少している。

このため、特に保護を図る必要があるため指定する予定である。

(3) 指定する区域

北海道全域

2 特定希少野生動植物の指定

(1) 指定する種名

分 類	種 名 (和 名)	科 名
植 物	ヒダカソウ	キンポウゲ科
植 物	キリギシソウ	キンポウゲ科
植 物	ダイセツヒナオトギリ	オトギリソウ科
植 物	レゾソウ	マメ科
植 物	シソバキスミレ	スミレ科
植 物	ユウバリコザクラ	サクラソウ科
植 物	ウルツブソウ	ウルツブソウ科
植 物	ユウバリソウ	ウルツブソウ科
植 物	オオヒラウスユキソウ	キタ科
植 物	フタナミソウ	キタ科
植 物	キバナアツモリソウ	ラン科
植 物	ヤチラン	ラン科

- (2) 指定の理由
当該種は、希少性から採取される危険性がある植物である。
- (3) 指定する区域
北海道全域

北海道告示第 220 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年2月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称、規格及び調達予定数量
次の調達をする物品又はこれと同等の品質を有する同規格単位のもの1箱及び1瓶当たりの単価
オムニパーク300シリンジ（64.71%・100ML）1箱（5筒入）360箱

- (2) 契約期間 平成14年4月1日から9月30日まで
- (3) 納入場所 北海道立江差病院ほか8病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定による医薬品販売業の許可を受けていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成14年2月15日から3月8日まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部道立病院管理室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部道立病院管理室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎6階保健福祉部1号会議室（郵送による場合は、郵便番号 060－8588 北海道保健福祉部道立病院管理室）
- (1) 入札日時 平成14年3月27日 午前10時
（郵送による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部道立病院管理室
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
有効な入札をした者のうち、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43

年北海道規則第40号) 第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)であるものを落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 入札者に求められる義務

入札希望者が本告示と同等の品質を有する同規格単位のもので入札しようとする場合は、(2)に定める当該医薬品に係る有効性等の資料及び製剤見本を入札の前日までに提出しなければならない。入札希望者の作成した資料は、契約担当者が審査するものとし、(3)に定める審査基準に照らした結果、採用可能と判断された場合のみ当該入札を落札決定の対象とする。

なお、入札希望者は、入札の前日までの間において、契約担当者から当該医薬品の有効性及び安全性等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 医薬品の有効性等に関する資料

ア 組成、効能・効果及び用法・用量等に関する資料

イ 安全性に関する資料

ウ 吸収、分布、代謝及び排泄に関する資料

(3) 審査基準

入札希望者が入札に付そうとする医薬品の有効性及び安全性等について、提出された資料等に基づき審査し、本告示と同等の品質を有する同規格単位と判断されたものを採用可能とする。

(4) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道保健福祉部道立病院管理室

イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-231-4111 内線 25-867

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(9) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(10) この入札の執行は、公開する。

(11) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Omnipaque 300 syringe (64.71% / 100ML) 1case (5cylinders) 360cases

B. Bid tendering date and time : 10:00 A. M. March 27, 2002

C. Contact : Office of Prefectural Hospital Management, Department of Health welfare,

Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuoku, Sapporo, 060-8588, Japan.

Phone : 011-231-4111 Ext. 25-867

北海道告示第221号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

平成14年2月15日

名称	所在地	北海道事 堀 達也
医療法人社団折内医院	札幌市東区北34条東8丁目3番1号	平成14. 1.31
医療法人扶恵会釧路中央病院	釧路市黒金町8丁目3番地	同 13.11.12
釧路 第一病院	同 鳥取大通4丁目11番10号	同 13.10.22

北海道告示第222号

昭和62年北海道告示第1770号(救急病院及び救急診療所の認定)の一部を次のように改正する。

平成14年2月15日

北海道知事 堀 達也

札幌市の項医療法人社団札幌外科記念病院の事項、医療法人護生会宮の森記念病院の事項、北海道大学医学部附属病院の事項、医療法人野中整形外科病院の事項、医療法人麻生整形外科病院の事項及び医療法人社団愛心館愛心メモリアル病院の事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改め、同項医療法人社団折内医院の事項を削り、同項勤医協中央病院の事項、医療法人社団三草会クランク病院の事項、国立札幌病院の事項、医療法人社団朋仁会整形外科北新病院の事項、医療法人恵佑会札幌病院の事項、医療法人柏葉脳神経外科病院の事項、北海道社会保険病院の事項、医療法人札幌第一病院の事項、今井外科病院の事項及び水間外

科胃腸科の事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

函館市の項医療法人社団高橋病院の事項、医療法人社団健和会大村病院の事項、函館五稜郭病院の事項、医療法人富田病院の事項、医療法人函館渡辺病院の事項、医療法人雄心会函館新都市病院の事項及び医療法人同仁会佐々木病院の事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

小樽市の項三浦外科肛門科医院の事項、医療法人社団野口病院の事項、西沢外科医院の事項及び医療法人社団長橋外科皮膚科医院の事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

旭川市の項医療法人唐澤病院の事項、医療法人回生会大西病院の事項、石崎病院の事項、医療法人整形外科進藤病院の事項、医療法人社団幾見会木原循環器科内科医院の事項、医療法人元生会森山病院の事項及び総合病院旭川赤十字病院の事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改め、同項医療法人社団佐藤外科胃腸科医院の事項中「医療法人社団佐藤外科

胃腸」を「医療法人社団さとう整形外科」に、「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改め、同項医療法人社団恩和会旭川高砂台病院の事項及び旭川医科大学医学部附属病院の事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

室蘭市の項医療法人室蘭太平洋病院の事項及び新日鐵室蘭総合病院の事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

釧路市の項釧路市医師会病院の事項、医療法人社団藤花会釧路台藤病院の事項、千葉外科医院の事項、うしき整形外科クリニックの事項及び釧路循環器・呼吸器クリニックの事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改め、同項医療法人扶恵会釧路中央病院の事項を削り、同項医療法人社団西池整形外科クリニックの事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改め、同項釧路第一病院の事項を削り、同項医療法人考仁会釧路脳神経外科病院の事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

帯広市の項ＪＡ北海道厚生連帯広厚生病院の事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改め、同項とかち病院の事項中「とかち病院」を「医療法人社団北斗とかち病院」に、「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

留萌市の項留萌市立総合病院の事項中「留萌市立総合病院」を「留萌市立病院」に、「留萌市寿町1丁目19番地」を「留萌市東雲町2丁目16番地」に、「平成15. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

江別市の項江別市立病院の事項及び医療法人社団藤花会江別谷藤病院の事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

赤平市の項市立赤平総合病院の事項及び杉本医院の事項中「平成14. 1.31」を「平成17.

1.31」に改める。

千歳市の項医療法人同仁会千歳第一病院の事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

滝川市の項滝川市立病院の事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

恵庭市の項医療法人北晨会恵み野病院の事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

石狩市の項医療法人社団上西クリニックの事項中「医療法人社団上西クリニック」を「医療法人社団上西外科クリニック」に、「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

松前町の項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

江差町の項北海道立江差病院の事項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改め、同項の次に次のように加える。

乙部町 乙部町国民健康保険病院 爾志郡乙部町字緑町704番地の1 平成17. 1.31
黒松内町の項、上川町の項及び天塩町の項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

音更町の項中「医療法人社団幸北病院」を「医療法人社団幸北病院アネ」に、「河東郡音

更町木野大通東17丁目2」を「河東郡音更町木野大通東17丁目1」に、「平成14. 1.31」を

「平成17. 1.31」に改める。

鹿追町の項、清水町の項及び釧路町の項中「平成14. 1.31」を「平成17. 1.31」に改める。

北海道告示第 223 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年2月15日

名 称	又 は 氏 名	サービ ス の 種 類	所 在 地	又 は 住 所	指 定 年 月 日
訪問介護事業所ひまわり		訪問介護	稚内市富岡4丁目25番18号		平成14. 1. 1
訪 問 介 護 ど ん ぐ り		訪問介護	白老郡白老町字萩野312-93		同 13.11. 1
通 所 介 護 ど ん ぐ り		通所介護			同
居宅介護支援事業所どんぐり		居宅介護支援事業			同

医療法人社団京会増永歯科医院	居宅療養管理指導	檜山郡江差町字新地町57番地	平成14. 1. 8
デイサービスセンターハッピードナナ	通所介護	亀田郡七飯町字鳴川町177番地の1	同 13.12.25
痴呆性高齢者グループホームハッピードナナ	痴呆対応型共同生活介護	亀田郡七飯町字鳴川町177番地の1	同
デイサービスセンター「ゆうゆう」	通所介護	函館市万代町7番10号	同 14. 2. 1
デイサービスふれあいの家つどい	通所介護	帯広市南町南7線25番地58	同 13.11.30
ゆう り ん	短期入所生活介護	亀田郡七飯町字鳴川町176番地の1	同 13.12.15
本 間 内 科 医 院	短期入所療養介護	小樽市稲穂2丁目19番13号	同 13. 7. 1
グループホームあおば	痴呆対応型共同生活介護	中川郡幕別町札内青葉町311番地	同 14. 1. 5
北見介護サービス指定福祉用具貸与事業所	福祉用具貸与	北見市北2条西6丁目10番地	同 14. 1.21
株式会社せいいかん	福祉用具貸与	函館市新川町22番13号	同 13.12. 1

北海道告示第 224 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

平成14年2月15日

名 称 又 は 氏 名	サービスの種類	所 在 地 又 は 住 所	届 出 の 内 容
ＪＡ北海道厚生連網走厚生指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業	網走市北6条西1丁目9番地	平成13.11.16 廃止
医療法人社団京会増永歯科医院	居宅療養管理指導	檜山郡江差町字本町32番地	同 14. 1. 7 同

北海道告示第 225 号

平成13年北海道告示第597号（平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補

助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。

平成14年2月15日

別記12の事項中

「 補助金の限度額は、次の表に掲げる額とする。

別記10に掲げる事業の受益面積区分	限 度 額
60ヘクタール未満	850千円
60ヘクタール以上200ヘクタール未満	1,350千円
200ヘクタール以上	2,350千円

を

「 補助金の限度額は、次の表に掲げる額とする。

別記11に掲げる事業の受益面積区分	限 度 額
60ヘクタール未満	950千円
60ヘクタール以上200ヘクタール未満	1,450千円
200ヘクタール以上	2,450千円

に改める。

北海道告示第 226 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、恵庭土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成14年2月15日

就退任の別就 任	就退任年月日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名	住 所
同	平成14. 2. 1	同	福本千志夫	恵庭市上山口187番地
同	同	同	茶木 雄一	北広島市南の里65番地
同	同	同	柳田 義則	恵庭市漁太337番地
同	同	同	竹生 輝雄	同 下島松580番地
同	同	同	吉田 俊二	同 穂栄25番地
同	同	同	中島 一雄	同 中島松18番地
同	同	同	森 美弘	千歳市釜加84番地の6
同	同	同	坂本 宏一	恵庭市林田23番地
同	同	同	山下 誠一	同 春日116番地

就任	平成14. 2. 1	監事	宮田 寛	恵庭市中央360番地
同	同	同	谷次 廣義	同 下島松300番地の2
同	同	同	大滝 崇夫	同 北島87番地の2
退任	同 14. 1. 31	理事	吉田 義忠	同 中島松426番地
同	同	同	福本千志夫	同 上山口187番地
同	同	同	柳田 義則	同 恵庭市漁太337番地
同	同	同	山下 誠一	同 春日116番地
同	同	同	坂本 宏一	同 林田23番地
同	同	同	吉田 俊二	同 穂米25番地
同	同	同	茶木 雄一	同 北広島市南の里65番地
同	同	同	森 美弘	同 千歳市釜加84番地の6
同	同	同	竹生 輝雄	同 恵庭市下島松580番地
同	同	監事	野呂 勝	同 島松本町4丁目7番地6号
同	同	同	山川 一美	同 恵庭市下島松221番地
同	同	同	宮田 寛	同 中央360番地

北海道告示第 227 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上磯土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成14年 2月15日

理事・監事の別	氏名	住所	北海道知事 堀 達也
理事	小野寺喜一郎	上磯郡上磯町字大工川189番地 上磯郡上磯町字大工川175番地の3	後

北海道告示第 228 号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年 2月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年 2月15日

地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達也
川 西	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（農道、区画整理、暗きよ、土層改良）	北海道後志支庁

富良野 土地改良総合整備 [一般型]（農業用排水、農道、暗きよ、客土）	北海道上川支庁
浜頓別南部 一般農道整備（集乳農道）	北海道宗谷支庁

北海道告示第 229 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。
その関係書類は、平成14年 2月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年 2月15日

事業主体名	地区名	事業の種類	北海道知事堀達也
大樹町	中島	基盤整備促進「基盤整備」(農道)	北海道十勝支庁
広尾町	紋別	同	同

北海道告示第 230 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調査は、漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、平成14年 2月15日から15日間、一般の縦覧に供する。

平成14年 2月15日

発起人の住所及び氏名	加入名	北海道知事 堀 達也
稚内市ノシヅ3丁目1番6号	稚内 稚内漁業協同組合	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
同 深道 實	同	同
同 大字抜海村字バツカイ	同 稚内機船漁業協同組合	同
同 岡部 好敏	同	同

北海道告示第 231 号

昭和49年北海道告示第3906号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。ただし、平成14年 2月15日以前に締結された共済契約については、なお従前のとおりとする。

平成14年 2月15日

北海道知事 堀 達也

2 法第104条第3号に掲げる漁業の虎杖浜区域（虎杖浜漁業協同組合の地区）の項区分の欄中

- 「1　さんま棒受網漁業

2　中型さんま棒受網漁業

3　小型さけ・ます流し網漁業

4　小型すけとうだら漁業及び秋さけ定置網漁業

5　中型いかつり漁業

6　小型いかつり漁業

7　小型かにかご漁業

8　中型えびかご漁業

9　その他の中型さし網漁業」
- 「1　その他の中型さし網漁業

2　小型いか釣り漁業

3　小型かにかご漁業

4　中型えびかご漁業

5　小型すけとうだら漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業」
- を

に改める。

北海道告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年2月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所

帯広市桜木町428（次の図に示す部分に限る。）
- 2(2) 保安林として指定された目的

風害の防備
- 3(3) 解除の理由

農道用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林部課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所

河西郡更別村字更別505・506・507の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2(2) 保安林として指定された目的

風害の防備
- 3(3) 解除の理由

農道用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林部課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除に係る保安林の所在場所

- 2(2) 保安林として指定された目的

風害の防備
- 3(3) 解除の理由

排水路用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林部課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 解除に係る保安林の所在場所

- 2(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

3(3) 解除の理由

農道用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林部課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 解除に係る保安林の所在場所

- 2(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

3(3) 解除の理由

排水路用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林部課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第233号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年2月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所

浜益郡浜益村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健
- 3 解除の理由

道路用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び浜益村役場に備え置

いて縦覧に供する。) _____

北海道告示第 234 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年 2月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
入札契約総合管理システムに使用するサーバー、端末機、プリンター、ソフトウェア、周辺機器 1 式
- 2 落札を決定した日
平成14年 1月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
(2) 住 所 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 番地 (緑苑ビル)
- 4 落札金額
2,971,500円 (月額)
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道告示第2052号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道建設部建設管理室建設情報課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第 235 号

旭川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による通知があった。

平成14年 2月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量 (2 級水準点)
- 2 作業期間 平成14年 2月 8 日から 5 月 31 日まで
- 3 作業地域 富良野市

北海道告示第 236 号

北見市から、北見都市計画事業北見駅南土地区画整理事業に係る換地処分をした旨、土地

区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第103条第 3 項の規定による届出があった。

平成14年 2月15日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 237 号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成14年 2月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業 (3・4・76号水源池通)
- (3) 事業施行期間 平成14年 2月15日から平成15年 3月31日まで
- (4) 事業 地 収用 の 部 分 札幌市豊平区西岡 3 条 1 丁目、西岡 3 条 2 丁目及び西岡 3 条 3 丁目地内
- 2 (1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業 (3・2・75号羊ヶ丘通)
- (3) 事業施行期間 平成14年 2月15日から平成16年 3月31日まで
- (4) 事業 地 収用 の 部 分 札幌市豊平区美園12条 7 丁目、美園12条 8 丁目、平岸 6 条10丁目、平岸 6 条11丁目、平岸 7 条12丁目、平岸 7 条13丁目、平岸 7 条14丁目、平岸 6 条14丁目、西岡 1 条 2 丁目、西岡 2 条 2 丁目、西岡 3 条 3 丁目、西岡 4 条 3 丁目、西岡 5 条 3 丁目、福住 1 条 4 丁目、福住 1 条 5 丁目、福住 2 条 4 丁目、福住 2 条 5 丁目、福住 3 条 4 丁目及び福住 3 条 5 丁目地内

北海道告示第 238 号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成14年 2月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 施行者の名称 函館市

(2) 都市計画事業の種類及び名称 ・20号放射2号線) (3) 事業施行期間 (4) 事業施行地 収用の部分 変更なし	函館圏都市計画道路事業（3・4・103号本通富岡線及び3・3・20号放射2号線） 平成10年9月29日から平成14年3月31日まで
2(1) 施行者の名称 (2) 都市計画事業の種類及び名称 (3) 事業施行期間 (4) 事業施行地 収用の部分 変更なし	小樽市 小樽都市計画道路事業（3・4・50号銭函新通及び3・4・47号和字尻中央通） 平成6年7月22日から平成16年3月31日まで
3(1) 施行者の名称 (2) 都市計画事業の種類及び名称 (3) 事業施行期間 (4) 事業施行地 収用の部分 変更なし	恵庭市 千歳恵庭圏都市計画道路事業（3・4・123号団地中央通） 平成13年6月8日から平成14年3月31日まで
4(1) 施行者の名称 (2) 都市計画事業の種類及び名称 (3) 事業施行期間 (4) 事業施行地 収用の部分 変更なし	虻田町 虻田都市計画道路事業（3・4・7号海岸通及び3・4・4号駅前大通線） 平成7年7月18日から平成21年3月31日まで
5(1) 施行者の名称 (2) 都市計画事業の種類及び名称 (3) 事業施行期間 (4) 事業施行地 収用の部分 変更なし	浦河町 浦河都市計画道路事業（3・4・7号東町通） 平成8年8月13日から平成16年3月31日まで

北海道告示第239号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年2月15日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び調達をする役務の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年2月15日に一般競争入札の公告を行う北海道庁託送業務

(2) 資 格 北海道庁託送業務の資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 北海道庁託送業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道税を滞納している者でないこと。

(4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(5) 平成14年2月1日現在において引き続き2年以上運送業務を営んでいること。

(6) 平成14年2月1日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 道が契約する地域に向けた運送が確保できること。

(8) 航空便の取扱いができること。

(9) 道内（離島を除く。）については、運送業務の全部又は大部分を直接行うことが可能であること。

(10) 業務に見合う人員（2人以上）を常駐させること。

また、繁忙期には、それに見合う人員を配置すること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）に

北海道公報	ついては、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(6)に掲げる資格要件は、適用しない。
	(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
	(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
	4 資格審査の申請の時期及び方法
	(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年2月22日から3月11日までの間にしなければならない。
	(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
	ア 提出先の名称 北海道出納局物品管理課 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資 格 の 有 効 期 間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有 効 期 間 の 更 新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、

北海道公報	当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
	北海道告示第240号
	次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年2月15日
	1 入札に付する事項 北海道知事 堀 達 也
	(1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 調達をする役務の名称 北海道庁託送業務 各単位当たりの単価 イ 数量 調達予定数量 梱 包 4,970個 個建て運送 18,647個
	(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで (4) 履 行 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎 2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道告示第239号に規定する北海道庁託送業務の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 (2) 入 札 日 時 平成14年3月25日 午後2時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課 電話番号 011-231-4111 内線 32-289 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 8 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

(1) 開札の時にいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道出納局物品管理課
イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道出納局物品管理課

電話番号 011－231－4111 内線 32－289

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第241号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年2月15日

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

北海道議会議事堂清掃業務一式

(2) 業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
(4) 履行場所 札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会議事堂

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する片舎等清掃業務の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 資本金の額が1,000万円以上又は清掃員を常時30人以上雇用していること。

(4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年2月15日（金）から22日（金）まで
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－0002 北海道札幌市中央区北2条西6丁目
北海道議会議事堂総務課
電話番号 011－231－4111 内線 33－227

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西6丁目

北海道議会議事堂総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西6丁目

北海道議会議事堂 事務局会議室

(2) 入 札 日 時 平成14年3月15日 午前11時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西6丁目
北海道議会事務局総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便及び電報等による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道議会事務局総務課
イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西6丁目
電話番号 060-0002 北海道札幌市中央区北2条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 33-227

(4) この入札及び契約は、手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第 242 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月15日

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

北海道議会議事堂等警備業務一式

(2) 業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(4) 履行場所 札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会議事堂

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する片舎等警備の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 資本金の額が1,000万円以上又は警備員を常時30人以上雇用していること。

(4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(5) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有し、そこに警備員を常時10名以上配置していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年2月15日（金）から22日（金）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西6丁目

北海道議会事務局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西6丁目

(2) 入 札 日 時 北海道議会議事堂 事務局会議室

(3) 開 札 場 所 平成14年3月15日 午後2時

(4) 開 札 日 時 (1)に同じ。

(5) 入 札 保 証 金 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年2月15日

北海道知事 堀 達 也

1 事業概要

- (1) 事業名 環境情報提供整備事業
(2) 業務内容 これまで道が蓄積してきた既存の気温、降水量等の環境情報だけでなく、他の行政機関、研究機関等からもデータを収集する。

また、道内の地域環境の現状を明らかにするため、道内をメッシュ区分し、それぞれの地域ごとに収集したデータを入力し、環境マップを作成する。

- (3) 履行期限 平成14年3月25日 (月)

2 参加資格及び選定基準

- (1) 企画提案書の提出者に要求する資格
ア 過去3年間 (平成10年度から平成12年度まで) に官公庁又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約・履行実績がある者であること。

イ 道内に営業・運営拠点を持つこと。

- (2) 選定基準

ア 情報収集能力

イ 関連情報の所在を的確に把握していること。

ロ 速やかに情報を遂行できる事務能力を有すること。

ハ 業務処理能力

本業務を処理するための組織体制等

3 手続等

- (1) 担当部課

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部環境室環境政策課

電話番号 011-231-4111 内線 24-214

フアクシミリ 011-232-1793

- (2) 説明書の交付期間及び場所

平成14年2月15日 (金) から21日 (木) まで (土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)

交付場所は、(1)に同じ。

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) 相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西6丁目
北海道議会事務局総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
- 11 その他
- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道議会事務局総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 060-0002 北海道札幌市中央区北2条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 33-227
- (4) この入札及び契約は、手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

第1340号

北海道 公 報

(3) 資格審査申請書の提出期限等 平成14年2月22日(金)午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。 (4) 企画提案書等の提出期限等 平成14年2月26日(火)午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。 4 その他 (1) 契約書作成の要否 要 (2) 関連情報を入手するための照会先 3(1)に同じ。 (3) その他 詳細は、企画提案説明書による。	
支 庁 告 示	
北海道留萌支庁告示第1号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 平成14年2月15日 北海道留萌支庁長 高 橋 直 矢	
1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道留萌合同庁舎清掃業務 一式 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで (4) 履行場所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道留萌支庁合同庁舎 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 資本金の額が500万円以上又は清掃員を常時20人以上雇用していること。 (4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分(当該2営業年度が24月に満たない場合は、24か月分)の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成14年2月15日(金)から28日(木)まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道留萌支庁総務部総務課 電話番号 0164-42-1511 内線 2112 4 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 (2) 契約条項を示す場所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道留萌支庁総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道留萌支庁1階会議室 (2) 入札日時 平成14年3月19日(火)午後1時30分 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道留萌支庁総務部総務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。	

9	落札者の決定方法
	財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
10	契約書作成の要否
11	その他
(1)	開札の時にいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
	(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ	落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であってその構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3)	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称	北海道留萌支庁総務部総務課
イ 所 在 地	郵便番号 077－8585 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 電話番号 0164－42－1511 内線 2112
(4)	この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5)	この入札の執行は、公開する。
(6)	詳細は、入札説明書による。
別企業職員給与規程	
北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成14年2月15日 北海道公営企業管理者 西 川 昌 利	
北海道企業管理規程第2号 北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程 北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。	

第18条第3項の次に次の1項を加える。	
4	前項の場合において、時間外勤務手当を支給しない時間は、休日勤務手当の支給される日が属する週において、職員が休日勤務手当の支給される勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られたときにおける次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。
(1)	当該週の勤務時間が割振り変更前の勤務時間に当該休日勤務手当の支給される勤務をした時間を加えた時間以下になるとき 割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した時間を
(2)	当該週の勤務時間が割振り変更前の勤務時間に当該休日勤務手当の支給される勤務をした時間を加えた時間を超えるとき 割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、当該休日勤務手当の支給される勤務をした時間数に相当する時間
附 則	
この規程は、公布の日から施行する。	
別開拓記念館告示	
北海道開拓記念館告示第1号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ブラウザシェで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成14年2月15日 北海道開拓記念館館長 吉 田 和 夫	
1	入札に付する事項
(1)	調達をする特定職務の名称及び数量 北海道開拓記念館清掃業務 一式
(2)	調達をする特定職務の仕様等 入札説明書による。
(3)	契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
(4)	履行場所 北海道札幌市厚別区厚別町小野幌53の2 北海道開拓記念館庁舎
2	入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。	
(1)	平成13年北海道告示1956号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
(2)	道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)	資本金の額が1,000万円以上又は清掃員を常時30人以上雇用していること。
(4)	平成14年1月1日現在、本店又は営業所等事業所を北海道内に有していること。
3	条件付一般競争入札参加資格の審査

第1340号

北海道公報

北 海 道

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の入札に参加する者に必要な資格に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成14年2月19日から3月14日までの間にしなければならない。 イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 北海道札幌市厚別区厚別町小野幌53の2 北海道開拓記念館総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市厚別区厚別町小野幌53の2 北海道開拓記念館総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市厚別区厚別町小野幌53の2 北海道開拓記念館1階会議室（郵送による場合は、郵便番号 004－0006 北海道札幌市厚別区厚別町小野幌53の2 北海道開拓記念館総務部総務課） (2) 入 札 日 時 平成14年3月27日（水）午前10時（郵送による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市厚別区厚別町小野幌53の2 北海道開拓記念館総務部総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入	札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 10 その他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道開拓記念館総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 004－0006 北海道札幌市厚別区厚別町小野幌53の2 電話番号 011－898－0456 内線 28 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A. Nature and quantity of the services to be procured : Building cleaning of Historical Museum of Hokkaido. (From B1 floor to 2nd floor, inclusive.) B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., March 27, 2002 C. Contact : Historical Museum of Hokkaido. 5-3-2 Konopporo, Atsubetsuchou, Atsubetsuku, Sapporo, Hokkaido, Japan. Phone 011-898-0456 Ext. 28
道立衛生研究所告示	

北海道立衛生研究所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日ワラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年2月15日

北海道立衛生研究所長 田 村 正 秀

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 重油（J I S 1種1号）1ℓ当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 1,200ℓ

(2) 調達をする物品等の仕様等 硫黄分0.5%以下のもの

(3) 契約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 北海道立衛生研究所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 石油業法（昭和37年法律第128号）第13条に定める石油製品販売業の届出をしている

ことを証明した者であること。

(4) 調達をする重油を北海道立衛生研究所長が指定する日時、場所に十分納入できること

を証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年2月25日から3月8日まで

イ 申 請 の 方 法 条件付一般競争入札参加資格申請書及び関係書類の提出先の

指示により作成した関係書類を提出しなければならない。

ウ 申請に必要な関係書類

(ア) 2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査については、該当届出書の写しを提出しなければならない。

(イ) 3の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査については、石油精製会社（元売業者を含む。）の供給証明書又は出荷証明書、引受証明書等其他これらに準ずるもので、数量の確保について証明（代表者の承認印のあるもの）する書類を提出しな

ければならない。

エ 申請書類の提出先 郵便番号 060-0819 北海道札幌市北区北19条西12丁目

北海道立衛生研究所総務部総務課

電話番号 011-747-2211 内線 707

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市北区北19条西12丁目

北海道立衛生研究所総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所管理

棟会議室（郵送による場合は、郵便番号 060-0819 北海道

立衛生研究所総務部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成14年3月28日 午前10時

（郵送による場合は、平成14年3月27日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市北区北19条西12丁目

北海道立衛生研究所総務部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いは

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（1ℓ当たりの単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を

第1340号

北海道教育庁

加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) 。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立衛生研究所総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 060-0819 北海道札幌市北区北19条西12丁目 電話番号 011-747-2211 内線 707 (4) 契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (6) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。 (7) この入札の執行は、公開する。 (8) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A. Nature and quantity of the products to be purchased : a unit price per liter of Fuel oil, JIS class 1 No. 1, approximately 1,200㎏ B. Bid tendering date and time : 10:00 A. M., March 28, 2002. C. Contact : General Affairs Subsection, General Affairs Division, Hokkaido Institute of Public Health Kita 19-jo Nishi 12-Chome, Kita-Ku, Sapporo, 060-0819 Japan. Phone : 011-747-2211 Ext. 707	
道教育庁網走教育局告示	
北海道教育庁網走教育局告示第3号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 平成14年2月15日 北海道教育庁網走教育局長 高 澤 正 良 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称 情報技術ネットワークシステム 1式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成14年3月29日 (4) 納 入 場 所 北海道北見工業高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
3 契約条項を示す場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 (2) 入 札 日 時 北海道教育庁網走教育局2階会議室 (3) 開 札 場 所 平成14年2月28日 午前11時 (4) 開 札 日 時 (1)に同じ。 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) 相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。 以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。 6 郵便等による入札 (1) 郵便による入札は認めない。 (2) 電報による入札は認めない。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 郵便番号 093-8619 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係 電話番号 0152-44-7171 内線 3117 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り	

投票結果開票委員会告示

- 捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 1 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係
- イ 所 在 地 郵便番号 093－8619 北海道網走市北7条西3丁目
- 電話番号 0152－44－7171 内線 3117
- 4 この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- 5 この入札の執行は、公開する。
- 6 詳細は、入札説明書による。

北海道選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第102条第1項の規定に基づき、平成13年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成14年2月15日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成13年7月29日執行 参議院選挙区選出議員選挙（北海道）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

（法定選挙運動費用額） 72,500,000円

3 報告書の要旨

候補者名 小 川 勝 也 所属党派 民 主 党

出納責任者名 松 尾 信 弘

氏 名 収 入

主たる寄附（氏名団体名）（職業）（寄附額）

人 件 費 3,343,000円

家 屋 費 2,312,197円

期間 平成13年6月28日から平成13年7月28日まで

第1回分

民主党北海道総支部連合会	政 党	12,000,000円	選挙事務所費	1,870,000円
民主党あさひかわ区総支部	同	340,000円	集合家屋費	442,197円
民主党北海道第8区総支部	同	340,000円	通信費	575,583円
民主党北海道第13区総支部	同	340,000円	交通費	378,841円
小川勝也連合後援会	政治団体	850,000円	印刷費	4,500,300円
			広告費	4,275,955円
			文具費	60,637円
			食糧費	35,599円
			雑費	1,417,621円
				975,560円
その他の寄附	—円			
その他の収入	—円			
今 回 計	13,870,000円	今 回 計	17,875,293円	
前 回 計	—円	前 回 計	—円	
総 計	13,870,000円	総 計	17,875,293円	

報告書受理年月日 平成13年8月10日 第1回報告分

候補者名 小 川 勝 也 所属党派 民 主 党	平成13年8月21日から平成13年8月21日まで	第2回分
出納責任者名 松 尾 信 弘		
氏 名 収 入		
主たる寄附（氏名団体名）（職業）（寄附額）		
人 件 費	—円	
家 屋 費	—円	
選挙事務所費	—円	
集合会場費	—円	
交通費	212,241円	
印刷費	—円	
広告費	—円	
文具費	—円	
食糧費	—円	
雑費	—円	
その他の寄附	—円	

第1340号

北海道公報

その他の収入		一円	一回計
今	一回計	一円	一回計
前回	計	13,870,000円	17,875,293円
総計	計	13,870,000円	18,087,534円
報告書受理年月日		平成13年8月24日	第2回報告分

- 1 選挙の種類
平成3年7月29日執行 参議院選挙区選出議員選挙（北海道）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 72,500,000円

3 報告書の要旨
候補者名 熊谷明史 所属党派 自由連合
出納責任者名 熊山裕司
氏 氏 氏
収 入 支 出
期間 平成13年7月5日から平成13年8月13日まで 第1回分

主たる寄附 (氏名団体名)		(職業)	(寄附額)	人件費	選挙事務所費	集合家屋費
自由	連合	政 党	5,000,000円	1,903,190円	1,675,949円	227,241円
今	井 真由美	同 会 社 員	170,000円	12,160円	688,093円	—円
小	河 合 聰	同 同	170,000円	—円	—円	—円
下	堀 直 子	同 同	170,000円	329,070円	—円	—円
堤	田 悦 子	同 同	170,000円	55,430円	—円	—円
三	山 元 透	同 同	170,000円	—円	—円	—円
安	磯 谷 邦 智	同 同	119,000円	1,258,797円	—円	—円
磯	浦 雅 郷	同 同	119,000円	1,367,820円	—円	—円
岸	小 松 利 彦	同 同	119,000円	—円	—円	—円
小	白 井 隆 三	同 同	119,000円	—円	—円	—円
田	田 村 道 進	同 同	119,000円	—円	—円	—円
千	葉 進	同 同	119,000円	—円	—円	—円

出 淵 英 嗣 同	119,000円	一回計	10,269,560円
藤 野 敏 彦 同	119,000円	一回計	—円
古 戸 敏 光 同	119,000円	一回計	—円
松 橋 法 樹 同	119,000円	一回計	—円
吉 田 和 夫 同	119,000円	一回計	—円
その他の寄附	162件 1,690,000円	一回計	—円
その他の収入	10,000,000円	一回計	—円
今	一回計	一回計	一回計
前回	計	計	計
総計	19,546,000円	総計	10,269,560円
報告書受理年月日		平成13年8月13日	第1回報告分

候補者名 熊谷明史 所属党派 自由連合
出納責任者名 熊山裕司
氏 氏 氏
収 入 支 出
期間 平成13年8月16日から平成13年9月3日まで 第2回分

主たる寄附 (氏名団体名)		(職業)	(寄附額)	人件費	選挙事務所費	集合家屋費
自由	連合	政 党	5,000,000円	1,903,190円	1,675,949円	227,241円
今	井 真由美	同 会 社 員	170,000円	12,160円	688,093円	—円
小	河 合 聰	同 同	170,000円	—円	—円	—円
下	堀 直 子	同 同	170,000円	329,070円	—円	—円
堤	田 悦 子	同 同	170,000円	55,430円	—円	—円
三	山 元 透	同 同	170,000円	—円	—円	—円
安	磯 谷 邦 智	同 同	119,000円	1,258,797円	—円	—円
磯	浦 雅 郷	同 同	119,000円	1,367,820円	—円	—円
岸	小 松 利 彦	同 同	119,000円	—円	—円	—円
小	白 井 隆 三	同 同	119,000円	—円	—円	—円
田	田 村 道 進	同 同	119,000円	—円	—円	—円
千	葉 進	同 同	119,000円	—円	—円	—円

1 選挙の種類										候補者名 杉山佳子 所属党派 社会民主党										平成13年 5月25日から 第1回分	
平成13年7月29日執行 参議院選挙区選出議員選挙 (北海道)										(氏名 団体名) (職業) (寄附額)										期間	
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額										氏 出納責任者 中尾健二										平成13年 8月7日まで	
3 報告書の要旨										氏 補 者 名 藤 宣 行 所属党派 新社会党										平成12年 12月18日から 第1回分	
氏 出納責任者 水 由 正 美										氏 出納責任者 水 由 正 美										平成13年 7月28日まで	
収入										支出											
主たる寄附										人 件 費										1,520,000円	
(氏名 団体名) (職業) (寄附額)										家 屋 費										341,278円	
新社会党中央本部 政 党										選挙事務所費										341,278円	
新社会党北海道本 同										集合家屋費										—円	
部										通 信 費										139,944円	
小 柳 政 行 会 社 員										交 通 費										20,660円	
水 由 正 美 無 職										印 刷 費										2,730,525円	
斎 藤 タチイ 同										食 糧 費										2,073,171円	
										文 具 費										172,015円	
										雑 費										544,820円	
																				34,062円	
その他の寄附										今 回 計										7,748,261円	
その他の収入										前 回 計										—円	
今 回 計										今 回 計										7,748,261円	
前 回 計										前 回 計										—円	
総 計										総 計										7,748,261円	
報告書受理年月日										平成13年8月13日										第1回報告分	
1 選挙の種類										主たる寄附											
平成13年7月29日執行 参議院選挙区選出議員選挙 (北海道)										(氏名 団体名) (職業) (寄附額)											
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額										氏 補 者 名 杉山佳子 所属党派 社会民主党										平成13年 8月28日から 第2回分	
氏 出納責任者 中尾健二										氏 出納責任者 中尾健二										平成13年 8月31日まで	
3 報告書の要旨										氏 補 者 名 藤 宣 行 所属党派 新社会党										平成12年 12月18日から 第1回分	
氏 出納責任者 水 由 正 美										氏 出納責任者 水 由 正 美										平成13年 7月28日まで	
収入										支出											
主たる寄附										人 件 費										5,080,000円	
(氏名 団体名) (職業) (寄附額)										家 屋 費										1,009,058円	
新社会党中央本部 政 党										選挙事務所費										962,858円	
新社会党北海道本 同										集合家屋費										46,200円	
部										通 信 費										588,800円	
小 柳 政 行 会 社 員										交 通 費										274,120円	
水 由 正 美 無 職										印 刷 費										4,727,520円	
斎 藤 タチイ 同										食 糧 費										994,816円	
										文 具 費										165,014円	
										雑 費										247,357円	
																				1,402,243円	
																				402,796円	
その他の寄附										今 回 計										14,891,724円	
その他の収入										前 回 計										—円	
今 回 計										今 回 計										14,891,724円	
前 回 計										前 回 計										—円	
総 計										総 計										14,891,724円	
報告書受理年月日										平成13年8月10日										第1回報告分	

第1340号

北海道公報

平 成 十 三 年 八 月 十 三 日 第 一 回 報 告 分			
その他の収入		—円	—円
今 回 計	1,308,700円	—円	1,308,700円
前 回 計	—円	—円	—円
総 計	1,308,700円	—円	—円
報告書受理年月日 平成13年8月13日			
第1回報告分			
選挙の種類			
平成13年7月29日執行 参議院選挙区選出議員選挙（北海道）			
公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額			
(法定選挙運動費用額)			
報告書の要旨		72,500,000円	
候補者名	伊達忠一	所属党派	自由民主党
出納責任者名	工藤扶美雄	期 間	平成13年6月30日から平成13年8月6日まで
主たる寄附			
(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費
自由民主党本部	政党	5,000,000円	選挙事務所費
自由民主党北海道	同	26,500,000円	集合家屋費
参議院選挙区第一支部	同		通信費
相沢利朗	団体職員	32,000円	印刷費
青木乃扶子	会社員	48,000円	広告費
浅利陽子	同	136,000円	文具費
阿部浩也	同	153,000円	食糧費
阿部真実子	団体職員	48,000円	雑費
阿藤陽子	会社員	48,000円	
安藤子恵	同	48,000円	
江口久恵	同	48,000円	
川久津子	団体職員	136,000円	
石美津子	会社員	72,000円	
大尾典尚	同	48,000円	
尾澤尚美	同	48,000円	
海田光明	同	48,000円	
田光広美	同	149,000円	
藤 博	同	69,000円	
第2回報告分			
報告書受理年月日		平成13年9月3日	
選挙の種類			
平成13年7月29日執行 参議院選挙区選出議員選挙（北海道）			
公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額			
(法定選挙運動費用額)			
報告書の要旨		72,500,000円	
候補者名	伊達忠一	所属党派	自由民主党
出納責任者名	工藤扶美雄	期 間	平成13年6月30日から平成13年8月6日まで
主たる寄附			
(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費
自由民主党本部	政党	5,000,000円	選挙事務所費
自由民主党北海道	同	26,500,000円	集合家屋費
参議院選挙区第一支部	同		通信費
相沢利朗	団体職員	32,000円	印刷費
青木乃扶子	会社員	48,000円	広告費
浅利陽子	同	136,000円	文具費
阿部浩也	同	153,000円	食糧費
阿部真実子	団体職員	48,000円	雑費
阿藤陽子	会社員	48,000円	
安藤子恵	同	48,000円	
江口久恵	同	48,000円	
川久津子	団体職員	136,000円	
石美津子	会社員	72,000円	
大尾典尚	同	48,000円	
尾澤尚美	同	48,000円	
海田光明	同	48,000円	
田光広美	同	149,000円	
藤 博	同	69,000円	

		広告費		—円
		文具費		—円
		食糧費		—円
		休泊費		—円
		雑費		22,628円
その他の寄附		—円		
その他の収入	—円	今 回 計	274,849円	
今 回 計	—円	前 回 計	14,891,724円	
前 回 計	16,460,890円	計	15,166,573円	
総 計	16,460,890円	総 計		
報告書受理年月日		平成13年9月3日 第2回報告分		
1 選挙の種類				
平成13年7月29日執行 参議院選挙区選出議員選挙（北海道）				
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額				
(法定選挙運動費用額)				
72,500,000円				
3 報告書の要旨				
候補者名	千代信人	所属党派	維新政党・新風	
出納責任者名	千代理絵子	期 間	平成13年5月18日から平成13年8月8日まで	
収入		支出		
主たる寄附				
(氏名団体名)	(職業)	(寄 附 額)	人 件 費	415,000円
維新政党・新風	政治団体	722,700円	選挙事務所費	116,129円
維新政党・新風北海道本部	同	50,000円	集合家屋費	116,129円
			—円	
垣 迫 純 一	会社員	100,000円	通 信 費	64,436円
千 代 誠	自営業	72,000円	交 通 費	72,157円
千 代 キミ子	同	75,000円	印 刷 費	9,391円
土 井 栄 子	会社員	75,000円	告 告 費	504,600円
小 針 栄 子	同	75,000円	文 具 費	1,500円
小 針 美 奈 之	同	40,000円	食 糧 費	18,170円
小 辺 隆 之	同	51,000円	休 泊 費	65,630円
その他の寄附	4件	48,000円	雑 費	41,687円

江美子	会社員	136,000円		世	同	48,000円	
金子 祐子	同	48,000円		保和	同	48,000円	
刈盛田 由貴子	同	136,000円		中戸 隆二	同	153,000円	
菊地 洋之	団体職員	32,000円		中戸 妙子	同	48,000円	
野 茂	会社員	77,000円		中戸 英子	同	48,000円	
草 清美	同	136,000円		永中 俊子	同	32,000円	
工 幸子	同	48,000円		野崎 良子	同	48,000円	
工 藤幸由	同	136,000円		箱木 政雅	同	48,000円	
工 藤本	同	48,000円		橋本 芳憲	同	48,000円	
工 藤真紀	同	136,000円		林 野憲	同	48,000円	
倉 美華	同	136,000円		早野 武	同	61,000円	
河 光雄	同	32,000円		百平 原	同	32,000円	
小 野間	同	136,000円		深谷 誠子	同	48,000円	
西 弘子	会社員	136,000円		藤原 由希子	同	48,000円	
櫻井 光節	同	72,000円		星前 喜恵子	同	48,000円	
笹川 節子	同	48,000円		松田 奈子	同	48,000円	
笹木 志津子	同	48,000円		松見 真樹	同	48,000円	
佐々木 恵美子	同	48,000円		松本 中上	同	32,000円	
笹島 麻美子	同	48,000円		道村 義利	同	69,000円	
笹谷 順子	同	48,000円		持森 一恵	同	32,000円	
佐藤 友美	同	153,000円		守安 泰澄	同	56,000円	
佐藤 博也	同	48,000円		安川 秋弘	同	48,000円	
佐藤 芳男	同	61,000円		安原 野	同	48,000円	
澤田 智佳子	同	48,000円		安矢 代子	同	48,000円	
澁田 尚美	同	48,000円		山越 順子	同	48,000円	
島田 香理	団体職員	32,000円		山崎 裕子	同	64,000円	
新谷 伸明	同	56,000円		山梨 美織	同	48,000円	
鈴木 真紀子	会社員	48,000円		山崎 子	同	48,000円	
鈴木 節子	同	149,000円		山崎 子	同	48,000円	
瀬川 進敏	同	149,000円		山崎 子	同	56,000円	
高橋 文弓	同	48,000円		山崎 子	同	48,000円	
高橋 里美	同	56,000円		山崎 子	同	48,000円	
高橋 喜美子	同			山崎 子	同	56,000円	

第1340号

報 告 道 北 海

その他の寄附	480件	3,596,000円	
その他の収入	—円		
今 回 計	40,683,000円	今 回 計	36,585,728円
前 回 計	—円	前 回 計	—円
総 計	40,683,000円	総 計	36,585,728円
報告書受理年月日 平成13年8月13日 第1回報告分			

- 1 選挙の種類 平成13年7月29日執行 参議院選挙区選出議員選挙（北海道）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 72,500,000円

3 報告書の要旨			
候補者名	西 川 将 人	所属党派	自 由 党
出納責任者名	西 川 寿美子		
氏 氏	西 川 寿美子	平成13年 4月23日から 平成13年 8月8日まで	第1回分

主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	(寄 附 額)	人 件 費	支 出
自 由 党	政 党	5,000,000円	選挙事務所費	1,486,500円
成 瀬 清	会 社 員	170,000円	集合家屋費	767,679円
			—円	—円
			69,833円	123,560円
			交通 費	3,983,162円
			印 刷 費	707,884円
			広 告 費	30,418円
			文 具 費	226,691円
			食 糧 費	94,381円
			休 泊 費	559,434円
			雑 費	

その他の寄附	—円	今 回 計	8,049,542円
その他の収入	—円	前 回 計	—円
今 回 計	5,170,000円	今 回 計	—円
前 回 計	—円	前 回 計	8,049,542円
総 計	5,170,000円	総 計	
報告書受理年月日 平成13年8月13日 第1回報告分			

- 1 選挙の種類 平成13年7月29日執行 参議院選挙区選出議員選挙（北海道）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 72,500,000円

3 報告書の要旨			
候補者名	松 村 多美子	所属党派	女 性 党
出納責任者名	萩 原 敬 子		
氏 氏	松 村 多美子	平成13年 5月26日から 平成13年 8月3日まで	第1回分

主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	(寄 附 額)	人 件 費	支 出
女 性 党	政治団体	1,200,000円	選挙事務所費	680,000円
女性党松村たみ子	同	1,905,000円	集合家屋費	153,070円
後援会			—円	114,450円
笠 間 こずえ	会 社 員	170,000円	交通 費	38,620円
笹 川 優 子	無 職	170,000円	印 刷 費	22,495円
笹 川 水 かおり	会 社 員	170,000円	広 告 費	79,275円
萩 原 敬 子	同	170,000円	文 具 費	1,431,881円
			食 糧 費	843,391円
			休 泊 費	280,770円
			雑 費	—円
				250,185円
				10,615円

その他の寄附	—円	今 回 計	3,751,682円
その他の収入	—円	前 回 計	—円
今 回 計	3,785,000円	今 回 計	—円
前 回 計	—円	前 回 計	3,751,682円
総 計	3,785,000円	総 計	
報告書受理年月日 平成13年8月11日 第1回報告分			

候補者名	松 村 多美子	所属党派	女 性 党	平成13年 8月4日から 平成13年 9月20日まで	第2回分
出納責任者名	萩 原 敬 子				
氏 氏	松 村 多美子				
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	(寄 附 額)	人 件 費	支 出	—円
			家 屋 費	—円	—円

女性党松村たみ子 後援会	政治団体	129,683円	選挙事務所費 集合家屋費 通 信 費 交 通 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 泊 費 雑 費	—円 —円 129,683円 —円 —円 —円 —円 —円 —円 —円
その他の寄附	—円	今 回 計 計	129,683円	
その他の収入	—円	今 回 計 計	129,683円	
今 回 計 計	129,683円	今 回 計 計	3,751,682円	
前 回 計 計	3,785,000円	前 回 計 計	3,881,365円	
総 計	3,914,683円	総 計		

報告書受理年月日 平成13年9月26日 第2回報告分

1 選挙の種類 平成13年7月29日執行 参議院選挙区選出議員選挙（北海道）	報告書の要旨	報告書受理年月日	平成13年9月26日	第2回報告分
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)	候補者名 宮内 聡 出納責任者名 龍二 氏	日本共産党	平成13年7月3日から 平成13年8月10日まで	第1回分
3 報告書の要旨	主たる寄附 (氏名団体名) (職業) (寄附額)	人 件 費	1,360,000円	
	日本共産党北海道 政 党	家 屋 費	85,000円	
	委員会	選挙事務所費	85,000円	
	佐藤 良和 団体職員	集合家屋費	—円	
	保村 秀也 同	通 信 費	17,190円	
	永上 明 同	交 通 費	27,070円	
	長 森 ヒナ子 同	印 刷 費	3,433,289円	
		雑 費	1,154,676円	

七尾 憲一 同 同 職	170,000円	文 具 費	35,133円
原 龍二 同 同 職	170,000円	食 糧 費	348,351円
古 本 伸一 無 職	170,000円	休 泊 費	874,202円
その他の寄附	—円	費	34,886円
その他の収入	—円		
今 回 計 計	3,311,000円	今 回 計 計	7,369,797円
前 回 計 計	—円	前 回 計 計	—円
総 計	3,311,000円	総 計	7,369,797円

報告書受理年月日 平成13年8月11日 第1回報告分

1 選挙の種類 平成13年7月29日執行 参議院選挙区選出議員選挙（北海道）	報告書の要旨	報告書受理年月日	平成13年8月11日	第1回報告分
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)	候補者名 横山 充洋 出納責任者名 斉藤 透 氏	無 所 属	平成13年7月12日から 平成13年7月28日まで	第1回分

3 報告書の要旨	主たる寄附 (氏名団体名) (職業) (寄附額)	人 件 費	8,067,689円	
	碓谷 司 会社員	家 屋 費	306,251円	
	碓谷 清司 同	選挙事務所費	306,251円	
	上田 毅人 同	集合家屋費	—円	
	大塚 晃子 同	通 信 費	102,341円	
	斉藤 透 同	交 通 費	576,515円	
	佐藤 さなえ 同	印 刷 費	—円	
	佐藤 敏行 同	広 告 費	404,565円	
	篠原 千晶 同	文 具 費	121,403円	
	柴田 悟 同	食 糧 費	587,428円	
	関 由佳子 同	休 泊 費	822,936円	
	坪井 磨 同	雑 費	727,876円	
	橋本 智和 同			

北海道選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成13年12月2日執行の稚内市北海道議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成14年2月15日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成13年12月2日執行 稚内市北海道議会議員補欠選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 6,833,800円

3 報告書の要旨

候補者名	岡 谷 繁 勝	所属党派	無 所 属	期間	平成13年 11月20日から 平成13年 12月5日まで	第1回分
出納責任者名	無 関 啓 二					

収入	支出
----	----

主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	(寄 附 額)	人 件 費	342,000円
			家 屋 費	180,000円
			選挙事務所費	180,000円
民主党北海道総支部連合会	政 党	1,000,000円	集合家屋費	—円
岡谷繁勝とあゆむ会	政治団体	180,000円	通信費	—円
			交通費	66,626円
			印刷費	882,000円
			広告費	503,350円
			文具費	13,892円
			食糧費	107,721円
			雑費	22,768円
				227,463円

その他の寄附	13件	29,500円		
その他の収入		1,136,320円		
今 回 計		2,345,820円	今 回 計	2,345,820円
前 回 計		—円	前 回 計	—円
総 計		2,345,820円	総 計	2,345,820円

報告書受理年月日 平成13年12月13日 第1回報告分

樋口 裕一	会 社 員	30,000円		
村山 優子	同	119,000円		
森田 浩文	同	170,000円		
山科 新一	同	170,000円		
脇 俊之	同	170,000円		
その他の寄附		—円		
その他の収入		14,500,000円		
今 回 計		16,682,000円	今 回 計	11,717,004円
前 回 計		—円	前 回 計	—円
総 計		16,682,000円	総 計	11,717,004円

報告書受理年月日 平成13年8月13日 第1回報告分

候補者名	横 山 充 洋	所属党派	無 所 属	期間	平成13年 7月29日から 平成13年 10月17日まで	第2回分
出納責任者名	齊 藤 透					

収入	支出
----	----

主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	(寄 附 額)	人 件 費	—円
			家 屋 費	—円
			選挙事務所費	—円
			集合家屋費	—円
			通信費	—円
			交通費	—円
			印刷費	3,019,012円
			広告費	2,582,276円
			文具費	—円
			食糧費	—円
			雑費	—円

その他の寄附	—円			
その他の収入	5,601,288円			
今 回 計	5,601,288円	今 回 計	5,601,288円	
前 回 計	16,682,000円	前 回 計	11,717,004円	
総 計	22,283,288円	総 計	17,318,292円	

報告書受理年月日 平成13年10月23日 第2回報告分

候補者名 岡谷繁勝	無所属	平成13年 12月6日から 平成13年 12月25日まで	第2回分
出納責任者名 氏	無関係	支 出	
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業) (寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合家屋費 通信費 交通費 印刷費	—円 405円 —円 405円 —円 31,951円 —円 —円 —円 —円 —円
その他の収入 計	—円		
その他の収入 計	32,356円	今 回 計	32,356円
前回計	32,356円	前 回 計	2,345,820円
総計	2,378,176円	総 計	2,378,176円
報告書受理年月日	平成14年1月10日	第2回報告分	
候補者名 岡谷繁勝	無所属	平成13年 12月26日から 平成14年 1月21日まで	第3回分
出納責任者名 氏	無関係	支 出	
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業) (寄附額)	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合家屋費 通信費 交通費 印刷費	—円 —円 —円 —円 —円 17,755円 —円 —円
その他の収入 計	—円		
その他の収入 計	32,356円	今 回 計	32,356円
前回計	32,356円	前 回 計	2,345,820円
総計	2,378,176円	総 計	2,378,176円

その他の寄附	—円	広告費	—円
その他の収入	17,755円	文具費	—円
今 回 計	17,755円	糧 泊	—円
前 回 計	2,378,176円	費 費	—円
総 計	2,395,931円	費 費	—円
報告書受理年月日	平成14年1月30日	第3回報告分	

1 選挙の種類	平成13年12月2日執行	稚内市北海道議会議員補欠選挙	6,833,800円
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額	(法定選挙運動費用額)		
3 報告書の要旨	候補者名	吉田正人	所属党派
	出納責任者名	八幡晃三	無 所 属
	収入	支出	期間
主たる寄附	(氏名団体名)	(職業)	(寄 附 額)
自由民主党北海道支部連合会	政 党	1,000,000円	人 件 費
吉田雄一	会 社 員	90,000円	家 屋 費
山口進一	同 同	90,000円	選挙事務所費
青山久	同 同	90,000円	集合家屋費
			通信費
			交通費
			印刷費
			広告費
			広文食休雑
			泊 糧 費 費 費 費
			費 費

その他の収入		2,609,658円	今 回 計	3,879,658円
今 回 計	3,879,658円	前 回 計	―円	―円
前 回 計	―円	総 計	3,879,658円	3,879,658円
総 計	3,879,658円	報告書受理年月日	平成13年12月10日	第1回報告分

調 査 本 部 告 示

北海道警察本部告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月15日

北海道警察本部長 上 原 美都男

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量
ア デジタルビデオカメラ 7式
イ バッテリービデオライト 7式
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成14年3月29日
 - (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011―251―0110 内線 2236
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場
 - (2) 入 札 日 時 平成14年2月26日 午前11時30分
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税

- (以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
 - 6 郵便等による入札
 - (1) 郵便による入札は、認めない。
 - (2) 電報による入札は、認めない。
 - 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011―251―0110 内線 2236
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 - 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
 - 9 契約書作成の要否
 - 10 そ の 他
 - (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011―251―0110 内線 2236
 - (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
 - (5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第21号

次のとおり指名競争入札により落札者を決定した。

平成14年 2月15日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 落札に係る物品の名称及び数量

(1) 警察官 (男性) 用合服 上衣 520着 スポン 520本

(2) 警察官 (男性) 用冬服 上衣 520着 スポン 520本

2 落札者を決定した日

平成14年 1月 9日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 警察官 (男性) 用合服

ア 氏 名 榎本商事株式会社

イ 住 所 札幌市中央区南 2 条西10丁目 3 番地 1

(2) 警察官 (男性) 用冬服

ア 氏 名 株式会社三越

イ 住 所 東京都中央区日本橋室町 1 丁目 4 番 1 号

4 落札金額

(1) 警察官 (男性) 用合服 13,311,480円

(2) 警察官 (男性) 用冬服 14,037,660円

5 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

6 指名競争入札の公示

平成13年12月11日付け北海道警察本部告示第165号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

○正 誤

平成14年 2 月 8 日 (第1338号)

札幌医科大学告示第 1 号 (特定調達契約に係る入札の公告) 中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

53 左 22

誤 平成13年 3月22日午後 2 時
正 平成14年 3月22日午後 2 時
53 左 24
誤 平成13年 3月22日午後 2 時45分
正 平成14年 3月22日午後 2 時45分

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
印刷
部総
法務
制道
文書
会課
社道